

議案第94号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月7日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(過料)</p> <p>第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の規定による承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表第2（第24条関係）</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(過料)</p> <p>第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の規定による承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表第2（第24条関係）</p>

上水道事業の給水料金表

1口当たり

口径 ミリ メートル	基本水量 立方メー トル	基本料金 円	超過料金（1立方 メートルにつき） 円	
			1,000立 方メー トルま で	1,000立 方メー トルを 超える 部分
13	10	850	125	125
20	20	2,150	140	140
25	25	4,000	140	135
30	30	5,500	140	135
40	40	7,800	140	135
50	50	12,600	140	135
75	75	23,000	140	135
100	100	34,000	140	135

別表第3（第24条関係）

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水料金表

1口当たり

口径 ミリ メートル	基本水量 立方メー トル	基本料金 円	超過料金（1立方 メートルにつき） 円	
			1,000立 方メー トルま で	1,000立 方メー トルを 超える 部分
13	10	700	125	125
20	20	2,000	140	140
25	25	3,200	140	135
30	30	4,400	140	135
40	40	6,200	140	135
50	50	10,100	140	135
略				

上水道事業の給水料金表

1口当たり

口径 ミリ メートル	基本水量 立方メー トル	基本料金 円	超過料金（1立方 メートルにつき） 円	
			1,000立 方メー トルま で	1,000立 方メー トルを 超える 部分
13	10	850		120
20	20	2,150		135
25	25	4,000		135
30	30	5,500		135
40	40	7,800		135
50	50	12,600		135
75	75	23,000		135
100	100	34,000		135

別表第3（第24条関係）

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水料金表

1口当たり

口径 ミリ メートル	基本水量 立方メー トル	基本料金 円	超過料金（1立方 メートルにつき） 円	
			1,000立 方メー トルま で	1,000立 方メー トルを 超える 部分
13	10	700		120
20	20	2,000		135
25	25	3,200		135
30	30	4,400		135
40	40	6,200		135
50	50	10,100		135
略				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三朝町水道事業給水条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後最初の定例日後に計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。